

杨木県公報

平成25年9月10日(火) 第2512号

告示

告示

栃木県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規 定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名	称	所 在	地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
マロン薬局 字病院前店		大田原市 296-1	町島	株式会社JPA	平成25年9月1日	育成医療及び更生医療
アズサ薬局		小山市城 1-11	東 5 -	株式会社アズサ 薬局	平成25年9月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名称	所 在 地	開設者名	変更年月日	自立支援医療 の 種 類	担当する 医療の種類
新小山市民病院 (小山市民病院)	小山市若木町 1-1-5	独立行政法人新 小山市民病院	平成25年7月1日	育成医療及び 更生医療	腎臓に関する医療

※表中の()内は変更前のもの

2 薬局

名	称 所在地	開設者名	変更年月日	自立の	支 援 [種	医療類
いちご薬局大田 (いちご薬局)	原店 大田原市加治屋 83-586	株式会社ノース ファーマ	平成25年6月18日	育成医療	及び更生と	医療

※表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第483号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
南那須土地改良区	平成25年8月28日

(農地整備課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成26年1月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - カインズホーム新矢板店

矢板市矢板字川原田88番地 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 - 株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88番地2

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗を設置する者	群馬県高崎市高関町380	埼玉県本庄市東富田88番	平成24年10月1日
及び当該大規模小売店舗にお	番地	地 2	
いて小売業を行う者の住所			

- 4 届出年月日
 - 平成25年8月28日
- 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止に関する届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズホーム矢板店
 - 矢板市鹿島町487-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市東富田88番地2

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日 平成24年9月3日

(経営支援課)

○土地改良区清算人の就職

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算	人氏名			住	所	就職年月日
矢 板 市 高 塩	関	勝一	矢板1	高	塩75		25.7.19
土地改良区	仲島	陽一	"	"	210		"
	仲島	三男	"	"	168		"
	薄井	邦夫	"	"	211		"
	福田	行夫	"	11	225		"
	薄井	初夫	"	11	214-1		"
	黒崎	忠雄	"	11	253		"
	土屋	友子	11	"	161-1		"
	手塚	勉	11	11	117		"
	手塚	元治	11	11	132		"
	藤田	實	11	鹿	島町16-18		"
	小山	俊実	"	木	幡 1431-1		"

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月10日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開	発言	许 可	を	受	け	た	者	
(工区に含まれる地域の名称)	住			戸	f		氏		名

河内郡上三川町大字石田字北浦1231番1 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字石田字北浦1231番2の一部、1231番3の一部、1231番3地先、1232番2 の一部	河内郡上三川町大字石田1238番地3	有限会社ポプラサポート
		(都市計画課)